

令和5年度
障害福祉サービス等処遇改善加算に関する職員周知について
株式会社 AO

- ① 期間：令和5年4月から令和6年3月まで
（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）
- ② 賃金改善を行う給与の種類
- 1・基本給（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）
 - 2・賞与（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）
- ③ 取組内容
- 基本給の引き上げ（引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人毎に決定）非常勤の社員（パート）には基本給（時給）単価を一律、200円（障害福祉サービス処遇改善加算での改善額分との合計額で200円）加算して支給する。
- 賞与（支給額は経験、技能、勤務成績等を考慮して各人毎に決定）年2回（7月30日と12月31日に「処遇改善加算」として支給）常勤社員には1万円以上を支給する。
- 非常勤の社員（パート）には、各人の前3ヶ月の勤務実績に応じて計算した金額（但し、障害福祉サービス処遇改善加算での改善額分との合計額）を支給する。
- ※上記の取組は処遇改善加算の取得以来とくに変更事項はありません。
- より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含みます。
- 昇給は年毎段階的に行っておりますので、詳細は給与明細等でご確認ください。
- ④ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）
- イ・福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ・イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ・イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。
- ⑤ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）
- 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目

標及び 1、2 に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イ・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施すると共に、福祉・介護職員の能力評価を行う。

ロ・資格取得を事業所としてサポート(シフトと調整含む)し技術を向上させる。

⑥ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

イ・福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

ロ・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

⑦ 職場環境の改善

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備に努める。

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善に努める。